

奈良市公報

号外第 12号

平成 16年 7月 15日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 総務課長
印刷所 株式会社京阪工技社

目次

規 則	
奈良市公印規則の一部を改正する規則	1
奈良市健康増進法施行細則	1
奈良市乳幼児医療費の助成に関する条例施行規則及び 奈良市母子家庭医療費の助成に関する条例施行規則の 一部を改正する規則	5
奈良市老人医療費の助成に関する条例施行規則の一部 を改正する規則	8
告 示	
放置自転車等の処分	8
放置自転車等の保管	8
生活保護法の規定による施術者の指定	8
放置自転車等の保管	8
奈良市情報公開条例の運用状況	9
奈良市個人情報保護条例の運用状況	9
一般競争入札の実施(3件)	10
結核指定医療機関の指定	13
放置自転車等の保管	13
身体障害者福祉法に規定する医師の指定	13
放置自転車等の保管	14
認可地縁団体の告示事項の変更	14
開発行為に関する工事の完了	14
放置自転車等の保管(3件)	14
生活保護法の規定による介護扶助機関の指定	15
奈良市特定不妊治療費助成金交付要綱	15
開発行為に関する工事の完了	19
平成 16年度国民健康保険料の保険料率の決定	19
平成 16年度国民健康保険料の減額の額の決定	19
結核指定医療機関の指定	19
平成 16年度奈良市住宅新築資金等貸付金特別会計補正 予算等の要領	19
開発行為に関する工事の完了	20
放置自転車等の保管	21
生活保護法の規定による医療機関の指定	21
ツベルクリン反応検査等の実施	21
監 査	
包括外部監査人の監査事務を補助する者の氏名等	22
公 営 企 業	
奈良市水道局指定給水装置工事業者の指定	22
奈良市水道局において発行する納付書、納入通知書及 び領収書の一部を改正する告示	22

選挙管理委員会

選挙人名簿からの抹消	22
選挙人名簿からの抹消の取消し	23
在外選挙人名簿からの抹消	23
選挙人名簿に登録する者の氏名等を記載した書面の縦 覧	23
在外選挙人名簿に登録した者の氏名等を記載した書面 の縦覧	23

規 則

奈良市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 16年 5月 26日

奈良市長 大川 靖 則

奈良市規則第 39号

奈良市公印規則の一部を改正する規則

奈良市公印規則(昭和 25年奈良市規則第 12号)の一部
を次のように改正する。
別表屋外広告事務専用市長印の項の次に次のように加え
る。

法定外公 共物管理 事務専用 市長印	11の 23	てん 書	方 24	土木 管理 課	法定外公 共物管理 事務用	1
-----------------------------	--------	---------	---------	---------------	---------------------	---

別表ひな形の 11の 22の次に次のように加える。

11の 23

奈良市
長之印
法定外公共物管理用

附 則

この規則は、平成 16年 8月 1日から施行する。

(平成 16年 5月 26日揭示済)

奈良市健康増進法施行細則をここに公布する。

平成 16年 5月 26日

奈良市長 大川 靖 則

奈良市規則第 40号

奈良市健康増進法施行細則

(趣旨)

第 1条 この規則は、健康増進法(平成 14年法律第 103号。
以下「法」という。)の施行に関し、健康増進法施行令
(平成 14年政令第 361号)及び健康増進法施行規則(平

成 15年厚生労働省令第 86号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(特定給食施設の届出)

第 2 条 法第 20条第 1 項の規定による届出は、特定給食施設事業開始(再開)届(別記第 1 号様式)に、次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 給食施設の平面図
- (2) 給食従事職員名簿
- (3) 委託の場合は、委託契約書の写し

2 法第 20条第 2 項の規定による届出は、変更の場合にあっては特定給食施設変更届(別記第 2 号様式)により、休止又は廃止の場合にあっては特定給食施設事業休止(廃止)届(別記第 3 号様式)により行わなければならない。

3 法第 20条第 1 項に規定する特定給食施設(以下「特定給食施設」という。)の変更の届出をする場合には、特定給食施設変更届に、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 変更の事実を証する書面
- (2) 施設の構造の変更の場合は、当該変更後の平面図

4 特定給食施設の設置者は、休止した事業を再開したときは、特定給食施設事業開始(再開)届に、第 1 項各号に掲げる書類を添えて市長に届け出なければならない。

(特定給食施設以外の給食施設の設置者に対する指導等)

第 3 条 市長は、次に掲げる施設(特定給食施設を除く。)で、特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給するものの設置者又は管理者に対し、栄養管理の実施を確保するため必要があると認めるときは、特定給食施設に準じて必要な書類の提出を求め、当該栄養管理の実施に関し必要な指導及び助言を行うことがある。

- (1) 病院
- (2) 介護老人保健施設
- (3) 老人福祉施設
- (4) 児童福祉施設
- (5) 社会福祉施設
- (6) その他市長が必要と認めた施設

(補則)

第 4 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(奈良市保健所長事務委任規則の一部改正)

2 奈良市保健所長事務委任規則(平成 14年奈良市規則第 58号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 27号に次のように加える。

ク 奈良市健康増進法施行細則(平成 16年奈良市規則第 40号)第 3 条の規定による特定給食施設以外の給食施設への指導及び助言に関すること。

別記

第1号様式(第2条関係)

特定給食施設事業開始(再開)届

年 月 日

(あて先)奈良市長

届出者 住 所
氏 名 印
(法人にあっては、主たる事務所の所
在地並びに名称及び代表者の氏名)
電 話

次のとおり給食を開始(再開)しましたので、健康増進法第20条第1項(奈良市健康増進法施行細則第2条第4項)の規定により届け出ます。

施 設 の 名 称						
施 設 の 所 在 地						
開 始 (再 開) 年 月 日	年 月 日					
給 食 管 理 担 当 部 署						
施 設 の 種 類	学校・病院・介護老人保健施設・老人福祉施設 児童福祉施設・社会福祉施設・矯正施設・寄宿舍 事業所・一般給食センター・その他()					
運 営 方 法	直営・委託・一部委託 他の施設の給食施設等(施設名)					
委 託 先 (委 託 の 場 合)	名 称 所在地 代表者氏名					
1 日 の 予 定 給 食 数 (食)	朝 食	昼 食	夕 食	その他	計	許可病床 数又は入 所定員数
給食従事職員数(人)	管理栄養士	栄 養 士	調 理 師	調 理 員	事 務 職	そ の 他
施 設 側	常 勤					
	非 常 勤					
委 託 側	常 勤					
	非 常 勤					

添付書類

- (1) 給食施設の平面図
- (2) 給食従事職員名簿
- (3) 委託の場合は、委託契約書の写し

第 2 号様式 (第 2 条関係)

特定給食施設変更届

年 月 日

(あて先) 奈良市長

届出者 住 所
氏 名 印
(法人にあつては、主たる事務所の所
在地並びに名称及び代表者の氏名)
電 話

次のとおり特定給食施設の届出事項を変更しましたので、健康増進法第 20条第 2 項の規定により届け出ます。

施 設 の 名 称		
施 設 の 所 在 地		
変 更 年 月 日	年 月 日	
変 更 事 項	変 更 前	変 更 後

添付書類

- (1) 変更の事実を証する書面
- (2) 施設の構造の変更の場合は、当該変更後の平面図

(注) 給食の運営方式を直営から委託に変更した場合は、委託先の住所及び氏名(法人にあつては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名)を記載してください。

第 3 号様式 (第 2 条関係)

特定給食施設事業休止 (廃止) 届

年 月 日

(あて先) 奈良市長

届出者

住 所

氏 名

印

(法人にあつては、主たる事務所の所
在地並びに名称及び代表者の氏名)

電 話

次のとおり特定給食施設の事業を休止 (廃止) しましたので、健康増進法第 20 条第 2 項の規定により届け出ます。

施 設 の 名 称	
施 設 の 所 在 地	
休 止 (廃 止) 年 月 日	
休 止 (廃 止) の 理 由	

(平成 16年 5月 26日 掲 示 済)

奈良市乳幼児医療費の助成に関する条例施行規則及び奈良市母子家庭医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 16年 5月 31日

奈良市長 大 川 靖 則

奈良市規則第 41号

奈良市乳幼児医療費の助成に関する条例施行規則及び奈良市母子家庭医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(奈良市乳幼児医療費の助成に関する条例施行規則の一部改正)

第 1 条 奈良市乳幼児医療費の助成に関する条例施行規則 (昭和 48年奈良市規則第 40号) の一部を次のように改正する。

第 9 条中「(別記第 1 号様式)」を削る。

別記第 1 号様式を次のように改める。

別記

第 1 号様式 (第 3 条・第 4 条関係)

奈良市乳幼児 医療 証交付申請書
医療費受給資格

受給者番号

次のとおり、奈良市乳幼児 医療 証の交付を申請します。
医療費受給資格

なお、資格審査のため、受給期間中に市長が所得の状況を調査することを承諾します。
年 月 日

(あて先) 奈良市長

住 所 奈良市

申請者 (保護者) フリガナ 氏 名 印
生年月日 年 月 日
電 話 - -

乳幼児	氏名	続柄	性別 男・女	生年月日	住所 (申請者と異なる場合のみ記入)
	フリガナ			年 月 日	

申請事由	
1 出生	
2 転入	
3 医療保険加入	
4 その他 ()	
事由発生年月日	年 月 日

乳幼児の医療保険			
記 号		番 号	
被 保 険 者 氏 名		乳 幼 児 と の 続 柄	
被 保 険 者 住 所			
保 険 者 番 号			
保 険 者 名 称			

(奈良市母子家庭医療費の助成に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 奈良市母子家庭医療費の助成に関する条例施行規則(昭和48年奈良市規則第33号)の一部を次のように

改正する。

第10条中【別記第1号様式】を削る。

別記第1号様式を次のように改める。

別記

第1号様式(第3条・第4条関係)

奈良市母子医療証交付申請書
医療費受給資格

受給者番号

次のとおり、奈良市母子医療証の交付を申請します。
医療費受給資格
なお、所得等の調査のため、市民税課税台帳等の閲覧を承諾します。
年 月 日
(あて先)奈良市長

氏名		性別	生年月日	住所	受給者番号
申請者	フリガナ	男・女	年 月 日	奈良市 電話 - -	
	印				

氏名		続柄	性別	生年月日	住所(申請者と異なる場合のみ記入)	受給者番号
児童	フリガナ		男・女	年 月 日		
	フリガナ					
	フリガナ					
	フリガナ					

申請事由	
1	18歳未満の児童を扶養している配偶者のない女子 イ 死刑 ロ 離婚 ハ 生死不明 ニ 遺棄 ホ 海外渡航中 ヘ 障害 ト 拘禁 チ 未婚
2	父母のない18歳未満の児童
3	2の児童を養育している配偶者のない女子、 又は婚姻したことのない女子
事由発生年月日 年 月 日	

加入医療保険			
申請者	記号	番号	
	被保険者氏名	申請者との続柄	
	資格取得年月日	年 月 日	
	保険者番号		
	保険者称		
(申請者と異なる場合のみ記入)			
児童	児童の氏名		
	記号	番号	
	被保険者氏名	児童との続柄	
	資格取得年月日	年 月 日	
	保険者番号		
	保険者称		

養育費等	
(申請が1月~7月の場合は1、8月~12月の場合は2に記入)	
1前前年中に受け取った養育費等の額	円
2前年中に受け取った養育費等の額	円

附 則

この規則は、平成 16年 6月 1日から施行する。
(平成 16年 5月 31日揭示済)

奈良市老人医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 16年 5月 31日

奈良市長 大川 靖 則

奈良市規則第 42号

奈良市老人医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市老人医療費の助成に関する条例施行規則(昭和 46年奈良市規則第 36号)の一部を次のように改正する。

第 10条中【別記第 10号様式】を削る。

別記第 10号様式を削る。

附 則

この規則は、平成 16年 6月 1日から施行する。
(平成 16年 5月 31日揭示済)

告 示

奈良市告示第 270号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈良市条例第 23号)第 10条第 3項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則(昭和 59年奈良市規則第 35号)第 5条の規定により告示します。

平成 16年 5月 17日

奈良市長 大川 靖 則

- 1 処分の根拠
移動日から 60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。
- 2 処分対象自転車等の保管場所
奈良市大安寺西二丁目 288- 1
奈良市自転車等保管施設
- 3 処分年月日
平成 16年 6月 1日
- 4 処分対象自転車等の移動年月日
平成 16年 2月 2日から同月 5日まで、同月 9日、同月 13日、同月 16日から同月 19日まで及び同月 24日から同月 27日まで
(平成 16年 5月 17日揭示済)

奈良市告示第 271号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈良市条例第 23号)第 9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1項の規定により告示します。

平成 16年 5月 18日

奈良市長 大川 靖 則

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成 16年 5月 18日
- 3 移動対象区域
近鉄あやめ池駅周辺及び近鉄学園前駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
奈良市大安寺西二丁目 288- 1
奈良市自転車等保管施設
- 5 引取期間
移動日から 60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第 3号)第 1条第 1項に規定する市の休日(毎月の第 2 及び第 4 土曜日を除く。)を除く。
- 6 引取時間
午前 9時から午後 4時 30分まで
- 7 引取りのための必要事項
(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証・運転免許証・保険証等)をお持ちください。
(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。
ア 移動費 2,000円
イ 保管費 1,000円(ただし、移動日から 14日以内は無料)
- 8 連絡先
奈良市企画部交通政策課 電話 0742- 34- 1111代表
(平成 16年 5月 18日揭示済)

奈良市告示第 272号

生活保護法(昭和 25年法律第 144号)第 55条において準用する同法第 49条の規定により施術者の指定をいたしましたので、同法第 55条の 2 の規定により次のとおり告示します。

平成 16年 5月 19日

奈良市長 大川 靖 則

施 術 者		施 術 所		指 定 年月日
氏 名	住 所	名 称	所在地	
前田大介	奈良市六条西一丁目 6- 9	天理吉祥寺鍼灸接骨院	天理市指柳町 307- 1	平成 16年 4月 5日

(平成 16年 5月 19日揭示済)

奈良市告示第 273号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈良市条例第 23号)第 9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1項の規定により告示します。

奈良市長 大川 靖 則

(平成 16年 5月 19日 掲示済)

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成 16年 5月 19日
- 3 移動対象区域
近鉄大和西大寺駅周辺及び近鉄平城駅周辺自転車等
放置禁止区域
- 以下省略

奈良市告示第 274号
奈良市情報公開条例(平成 9年奈良市条例第 34号)第 18
条の規定により、平成 15年 4月 1日から平成 16年 3月 31
日までの間の各実施機関におけるこの条例の運用状況を
次のとおり公表します。
平成 16年 5月 20日
奈良市長 大川 靖 則

1 行政文書開示請求の件数及び処理の状況

(単位：件)

実施機関	開示請求 件数	処 理 状 況					取下げ
		開 示	部分開示	不 開 示	却 下	拒 否	
市 長	66	18	39	1	5	1	2
水道事業管理者	3	1	2	0	0	0	0
消 防 長	7	3	4	0	0	0	0
教 育 委 員 会	16	8	7	0	0	0	1
選挙管理委員会	2	1	1	0	0	0	0
公平委員会	0	0	0	0	0	0	0
監 査 委 員	0	0	0	0	0	0	0
農 業 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0
固定資産評価 審査委員会	0	0	0	0	0	0	0
計	94	31	53	1	5	1	3

2 行政文書任意開示申出の件数及び処理の状況

(単位：件)

実施機関	開示申出 件数	処 理 状 況				取下げ
		開 示	部分開示	不 開 示	不 存 在	
市 長	1	1	0	0	0	0

3 不服申立ての件数及び処理の状況

(単位：件)

不 服 申 立 て 件 数	処 理 状 況					取下げ
	却 下	棄 却	一部認容	認 容	合 計	
6	0	1	1	2	4	2

(平成 16年 5月 20日 掲示済)

月 31日までの間の各実施機関におけるこの条例の運用状況を次のとおり公表します。

平成 16年 5月 20日

奈良市告示第 275号

奈良市個人情報保護条例(平成 13年奈良市条例第 55号)
第 32条の規定により、平成 15年 4月 1日から平成 16年 3

奈良市長 大川 靖 則

1 個人情報取扱事務の届出件数

(平成 16年 3月 31日現在)

実 施 機 関	件 数
市 長	784
水道事業管理者	41
消 防 長	78
教 育 委 員 会	108
選挙管理委員会	23
公平委員会	3
監 査 委 員	4
農 業 委 員 会	24

固定資産評価審査委員会	13
計	1,078

2 開示請求の件数及び処理の状況

(単位：件)

実施機関	書面による開示請求					口頭による開示請求件数
	開示請求件数	処理状況			取下げ	
		開示	部分開示	不開示		
市長	14	7	5	2	0	94
水道事業管理者	0	0	0	0	0	0
消防長	1	1	0	0	0	0
教育委員会	241	237	2	1	1	333
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0
公平委員会	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0
農業委員会	0	0	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0
計	256	245	7	3	1	427

* 個人情報の訂正請求、削除請求、目的外利用及び外部提供の中止請求並びに不服申立てはありませんでした。

(平成 16年 5月 20日 掲示済)

奈良市告示第 276号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和 22年政令第 16号)第 167条の 6 第 1 項及び奈良市契約規則(昭和 40年奈良市規則第 43号)第 2 条の規定により公告します。

平成 16年 5月 20日

奈良市長 大川 靖 則

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 法華寺町地内奈良市公共下水道佐保分水幹線放流渠築造工事(公 2)
- (2) 工事場所 奈良市法華寺町地内
- (3) 工期 契約の日から平成 17年 3月 25日まで
- (4) 工事概要 放流渠築造 1 箇所
放流人孔築造工 一式
油圧ユニット室築造工 一式
ゲート施設工 一式
付帯工 一式
- (5) 予定価格 196,54千円(消費税及び地方消費税を除く)
- (6) 最低制限価格 131,68千円(消費税及び地方消費税を除く)

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

2 社による特定建設工事共同企業体(市内に本店を有する建設業者で構成されるものに限る。)で、その各構成員が次の各号に定める基準をすべて満たすものであること。

- (1) 平成 16年度において本市が発注する建設工事の請

負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。

- (2) 本市における競争入札参加資格土木一式工事の等級が A に格付されていること。
- (3) 当該工事に専任の監理技術者又は主任技術者を配置できること。
- (4) 構成員の出資比率の最低限度は、均等割の 10分の 6 とし、その代表者の出資比率は、構成員中最大であること。
- (5) 地方自治法施行令第 167条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (6) 本市の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。

3 設計図書等を示す場所及び日時

- (1) 日時 平成 16年 5月 20日から 5月 28日まで(奈良市の休日を含める条例(平成元年奈良市条例第 3 号)に規定する市の休日を除く。)の午前 9 時から午後 5 時まで(正午から午後 1 時までを除く。)
- (2) 奈良市財務部監理課
なお、設計図書等は、貸出し又は閲覧とします。

4 入札の場所及び日時

奈良市役所 入札室
平成 16年 5月 31日 午前 9 時 30分

5 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第 4 条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第 2 項第 2 号に該当する場合は、これを免除します。

6 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 郵便、電報又はファクシミリ等による入札
- (3) 入札書に記名押印を欠く入札
- (4) 入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確

認できない入札

- (5) 同一入札について入札者又はその代理人によりなされた 2 以上の入札
 - (6) 入札に関し談合等の不正行為をした者の入札
 - (7) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をした者の入札
 - (8) 入札金額を訂正した入札
 - (9) その他市長の定める入札条件に違反した入札
- なお、入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができません。

7 議会の議決等

本件の工事請負契約は、地方自治法（昭和 22年法律第 67号）第 96条第 1 項第 5 号の規定による議会の議決事件であるので、落札者と決定された者と仮契約を締結し、奈良市議会において議決されたとき、又は同法第 179条第 1 項の規定による専決処分をしたときに本契約が締結されたものとします。

8 入札参加申請

- (1) 入札参加を申請する者は、次に掲げる書類を提出してください。
 - ア 特定建設工事共同企業体入札参加申請書
 - イ 特定建設工事共同企業体協定書（共同連帯施工型）
 - ウ 委任状
 - エ 配置予定技術者の資格等を証するものの写し（各構成員）
 - オ 直近の経営事項審査結果通知書の写し（各構成員）

(2) 入札参加申請方法

平成 16年 5月 21日から 5月 24日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第 3 号）に規定する市の休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）に、奈良市財務部監理課に(1)の書類を持参してください。

9 入札参加資格の審査及び決定

- (1) 審査機関
入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。
- (2) 入札参加者の決定通知
平成 16年 5月 25日までに、共同企業体の代表者に通知します。

10 その他

- (1) その他の詳細は、入札者心得によります。
- (2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。
- (3) 問い合わせ先
奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号
奈良市財務部監理課工事入札係
電話 0742- 34- 4743

(平成 16年 5月 20日揭示済)

奈良市告示第 277号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施

行令（昭和 22年政令第 16号）第 167条の 6 第 1 項及び奈良市契約規則（昭和 40年奈良市規則第 43号）第 2 条の規定により公告します。

平成 16年 5月 20日

奈良市長 大川 靖 則

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 登美ヶ丘中学校大規模改造工事
- (2) 工事場所 奈良市東登美ヶ丘三丁目 1059番地
- (3) 工期 契約の日から平成 16年 10月 29日まで
- (4) 工事概要 1. 建築主体工事（棟番号 4 - 1 R C 造 4 階建 A = 1,725㎡）
 - (1) 耐震補強工事 一式
 - (2) 老朽改修工事 一式
 - (3) 付帯工事 一式2. 電気設備工事 一式
- 3. 機械設備工事 一式
- (5) 予定価格 202,410千円（消費税及び地方消費税を除く）
- (6) 最低制限価格 135,614千円（消費税及び地方消費税を除く）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- 2 社による特定建設工事共同企業体（市内に本店を有する建設業者で構成されるものに限る。）で、その各構成員が次の各号に定める基準をすべて満たすものであること。
- (1) 平成 16年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
 - (2) 本市における競争入札参加資格建築一式工事の等級が A に格付されていること。
 - (3) 当該工事に専任の監理技術者又は主任技術者を配置できること。
 - (4) 構成員の出資比率の最低限度は、均等割の 10分の 6 とし、その代表者の出資比率は、構成員中最大であること。
 - (5) 地方自治法施行令第 167条の 4 の規定に該当しない者であること。
 - (6) 本市の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。

3 設計図書等を示す場所及び日時

- (1) 日時
平成 16年 5月 20日から 5月 28日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第 3 号）に規定する市の休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）
- (2) 奈良市財務部監理課
なお、設計図書等は、貸出し又は閲覧とします。

4 入札の場所及び日時

奈良市役所 入札室
平成 16年 5月 31日 午前 10時 10分

5 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第 4 条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第 2 項第 2 号に該当する場合は、これを免除します。

6 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 郵便、電報又はファクシミリ等による入札
- (3) 入札書に記名押印を欠く入札
- (4) 入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札
- (5) 同一入札について入札者又はその代理人によりなされた 2 以上の入札
- (6) 入札に関し談合等の不正行為をした者の入札
- (7) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をした者の入札
- (8) 入札金額を訂正した入札
- (9) その他市長の定める入札条件に違反した入札

なお、入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができません。

7 議会の議決等

本件の工事請負契約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号の規定による議会の議決事件であるので、落札者と決定された者と仮契約を締結し、奈良市議会において議決されたとき、又は同法第 179 条第 1 項の規定による専決処分をしたときに本契約が締結されたものとします。

8 入札参加申請

(1) 入札参加を申請する者は、次に掲げる書類を提出してください。

- ア 特定建設工事共同企業体入札参加申請書
- イ 特定建設工事共同企業体協定書（共同連帯施工型）
- ウ 委任状
- エ 配置予定技術者の資格等を証するものの写し（各構成員）
- オ 直近の経営事項審査結果通知書の写し（各構成員）

(2) 入札参加申請方法

平成 16 年 5 月 21 日から 5 月 24 日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第 3 号）に規定する市の休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）に、奈良市財務部監理課に(1)の書類を持参してください。

9 入札参加資格の審査及び決定

(1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。

(2) 入札参加者の決定通知

平成 16 年 5 月 25 日までに、共同企業体の代表者に通知します。

10 その他

- (1) その他の詳細は、入札者心得によります。
- (2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈

良市契約規則によります。

(3) 問い合わせ先

奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号
奈良市財務部監理課工事入札係
電話 0742- 34- 4743

(平成 16 年 5 月 20 日 掲 示 済)

奈良市告示第 278 号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項及び奈良市契約規則（昭和 40 年奈良市規則第 43 号）第 2 条の規定により公告します。

平成 16 年 5 月 20 日

奈良市長 大川 靖 則

1 入札に付する事項

- (1) 工 事 名 六条小学校大規模改造工事
- (2) 工事場所 奈良市六条二丁目 14 番 1 号
- (3) 工 期 契約の日から平成 16 年 10 月 29 日まで
- (4) 工事概要 1．建築主体工事（RC 造 3 階建 A = 1,517㎡）
 - (1) 耐震改修工事 一式
 - (2) 老朽改修工事 一式
 - (3) 付帯工事 一式
 2．電気設備工事 一式
3．機械設備工事 一式
- (5) 予定価格 207,900 円（消費税及び地方消費税を除く）
- (6) 最低制限価格 139,293 円（消費税及び地方消費税を除く）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

2 社による特定建設工事共同企業体（市内に本店を有する建設業者で構成されるものに限る。）で、その各構成員が次の各号に定める基準をすべて満たすものであること。

- (1) 平成 16 年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
- (2) 本市における競争入札参加資格建築一式工事の等級が A に格付されていること。
- (3) 当該工事に専任の監理技術者又は主任技術者を配置できること。
- (4) 構成員の出資比率の最低限度は、均等割の 10 分の 6 とし、その代表者の出資比率は、構成員中最大であること。
- (5) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (6) 本市の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中ではないこと。

3 設計図書等を示す場所及び日時

- (1) 日時 平成 16 年 5 月 20 日から 5 月 28 日まで（奈良市の休

日を定める条例（平成元年奈良市条例第 3 号）に規定する市の休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）

(2) 奈良市財務部監理課

なお、設計図書等は、貸出し又は閲覧とします。

4 入札の場所及び日時

奈良市役所 入札室

平成 16年 5月 31日 午前 9 時 50分

5 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第 4 条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第 2 項第 2 号に該当する場合は、これを免除します。

6 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 郵便、電報又はファクシミリ等による入札
- (3) 入札書に記名押印を欠く入札
- (4) 入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札
- (5) 同一入札について入札者又はその代理人によりなされた 2 以上の入札
- (6) 入札に関し談合等の不正行為をした者の入札
- (7) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をした者の入札
- (8) 入札金額を訂正した入札
- (9) その他市長の定める入札条件に違反した入札

なお、入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができません。

7 議会の議決等

本件の工事請負契約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号の規定による議会の議決事件であるので、落札者と決定された者と仮契約を締結し、奈良市議会において議決されたとき、又は同法第 179 条第 1 項の規定による専決処分をしたときに本契約が締結されたものとします。

8 入札参加申請

(1) 入札参加を申請する者は、次に掲げる書類を提出してください。

- ア 特定建設工事共同企業体入札参加申請書
- イ 特定建設工事共同企業体協定書（共同連帯施工型）
- ウ 委任状
- エ 配置予定技術者の資格等を証するものの写し（各構成員）
- オ 直近の経営事項審査結果通知書の写し（各構成員）

(2) 入札参加申請方法

平成 16年 5月 21日から 5月 24日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第 3 号）に規定する市の休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）に、奈良市財務部監理課に(1)の書類を持参してください。

9 入札参加資格の審査及び決定

(1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。

(2) 入札参加者の決定通知

平成 16年 5月 25日までに、共同企業体の代表者に通知します。

10 その他

- (1) その他の詳細は、入札者心得によります。
- (2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。

(3) 問い合わせ先

奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号

奈良市財務部監理課工事入札係

電話 0742- 34- 4743

（平成 16年 5月 20日揭示済）

奈良市告示第 279号

結核予防法（昭和 26 年法律第 96 号）第 36 条第 1 項の規定により、次のとおり結核指定医療機関を指定しましたので、結核予防法施行令（昭和 26 年政令第 142 号）第 2 条の 5 第 1 項の規定により告示します。

平成 16年 5月 20日

奈良市長 大川 靖 則

名 称	所在地	指定年月日
ないとう耳鼻咽喉科	奈良市学園北一丁目 14- 13 メディカル学園前 3 F	平成 16年 5月 17日

（平成 16年 5月 20日揭示済）

奈良市告示第 280号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59 年奈良市条例第 23 号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10 条第 1 項の規定により告示します。

平成 16年 5月 20日

奈良市長 大川 靖 則

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成 16年 5月 20日

3 移動対象区域

近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

（平成 16年 5月 20日揭示済）

奈良市告示第 281号

身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 1 項に規定する医師として次のとおり指定したので、奈良市身体障害者福祉法施行細則（昭和 62 年奈良市規則第 29 号）第 4 条の規定により告示します。

平成 16年 5月 21日

奈良市長 大川 靖 則

医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目	指 定年月日
橋本宏之	奈良県立奈良病院	平松一丁目 30- 1 (46- 6001)	脳神経外科(肢体不自由)	平成 16年 5月 10日
齊藤昌宏	吉田病院	西大寺赤田町一丁目 7 - 1 (45- 4601)	神経内科(肢体不自由)	
影林頼明	高の原中央病院	右京一丁目 3 - 3	泌尿器科(ぼうこう又は直腸機能障害)	平成 16年 5月 19日

(平成 16年 5月 21日揭示済)

奈良市告示第 282号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈良市条例第 23号)第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示します。

平成 16年 5月 21日

奈良市長 大川 靖 則

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成 16年 5月 21日
- 3 移動対象区域
近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成 16年 5月 21日揭示済)

奈良市告示第 283号

地方自治法(昭和 22年法律第 67号)第 260条の 2 第 11 項の規定により西包永町第 1 自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第 10項の規定により次のとおり告示します。

平成 16年 5月 21日

奈良市長 大川 靖 則

- 1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名及び住所	井村祐二 奈良市西包永町 16番地 1	麻苧雅俊 奈良市西包永町 38番地

- 2 変更の年月日
平成 16年 5月 9日

(平成 16年 5月 21日揭示済)

奈良市告示第 284号

都市計画法(昭和 43年法律第 100号)第 36条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成 16年 5月 24日

奈良市長 大川 靖 則

- 1 許可の年月日及び番号
平成 15年 10月 31日 奈良市指令都整開第 03A - 38号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成 16年 5月 24日 第 870号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市三碓一丁目 628番地の 1 及び 628番地の 2
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大阪府吹田市江の木町 1 番 1 号
株式会社タカスググローバルマンション
代表取締役 天野 武也

(平成 16年 5月 24日揭示済)

奈良市告示第 285号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈良市条例第 23号)第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示します。

平成 16年 5月 24日

奈良市長 大川 靖 則

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成 16年 5月 24日
- 3 移動対象区域
近鉄富雄駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成 16年 5月 24日揭示済)

奈良市告示第 286号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈良市条例第 23号)第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示します。

平成 16年 5月 25日

奈良市長 大川 靖 則

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成 16年 5月 25日
- 3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略
(平成 16年 5月 25日 揭示済)

奈良市告示第 287号
奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈良市条例第 23号)第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示します。
平成 16年 5月 27日
奈良市長 大川 靖 則

1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日
平成 16年 5月 27日
3 移動対象区域
JR 奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略
(平成 16年 5月 27日 揭示済)

奈良市告示第 288号
生活保護法(昭和 25年法律第 144号)第 54条の 2 第 1 項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定しましたので、同法第 55条の 2 の規定により告示します。
平成 16年 5月 27日
奈良市長 大川 靖 則

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	開設者		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
株式会社ヨシダ福祉事業部訪問介護センター	奈良市神殿町 327-2 ジュネス神殿 210	訪問介護	株式会社ヨシダ	橿原市西新堂町 10-2	平成 16年 5月 1日
デイ&ナイトサービス八重桜	奈良市西九条町二丁目 4-3	通所介護	有限会社デイサービス八重桜	奈良市高天市町 22-1	平成 16年 5月 1日
薬局セブンファーマシー朱雀店	奈良市朱雀六丁目 21-8	居宅介護支援事業	有限会社セブンプロジェクト	奈良市神功二丁目 14-16	平成 16年 5月 7日

(平成 16年 5月 27日 揭示済)

奈良市告示第 289号
奈良市特定不妊治療費助成金交付要綱を次のように定める。
平成 16年 5月 31日
奈良市長 大川 靖 則
奈良市特定不妊治療費助成金交付要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、特定不妊治療については、1 回の治療費が高額であり、その経済的負担が重いことから、特定不妊治療費助成金(以下「助成金」という。)を交付することにより、その経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「特定不妊治療」とは、不妊治療のうち、体外受精及び顕微受精をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。

- (1) 夫婦以外の第三者からの精子、卵子又は胚の提供による不妊治療
- (2) 妻が卵巣と子宮を摘出したことなどにより、妻の卵子が使用できず、かつ、妻が妊娠できない場合に、夫の精子を妻以外の第三者の子宮に医学的な方法で注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠・出産するもの
- (3) 夫婦の精子と卵子は使用できるが、子宮摘出等により、妻が妊娠できない場合に、夫の精子と妻の卵子を

体外受精して得た胚を妻以外の第三者の子宮に注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠・出産するもの(対象者)

第 3 条 助成金の交付を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、市内に住所を有し、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 特定不妊治療を受けた法律上の婚姻をしている夫婦であって、特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか、又は極めて少ないと医師に診断されたものであること。
- (2) 夫及び妻の前年(1 月から 5 月までの申請については前々年)の所得の合計額が 650 万円未満であること。この場合において、所得の範囲及び額の算出方法については、児童手当法施行令(昭和 46 年政令第 281 号)第 2 条及び第 3 条の規定を準用する。

(対象となる治療等)

第 4 条 助成金の交付の対象となる治療は、対象者が次のいずれにも該当する医療機関で受けた特定不妊治療(医師の判断に基づき、やむを得ず治療を中断した場合を含む。)とする。

- (1) 特定不妊治療の実施につき、高い技術の下に十分な理解と倫理観をもって対処できること。
- (2) 日本産科婦人科学会の会告等に定める要件を満たしていること。特に凍結保存管理施設を有するとともに、治療の内容等についてのインフォームドコンセントが得られる体制を整えていること。

(3) 治療により妊娠が確認された後においても、妊娠から出産まで安心して医療が受けられる体制が必要であることから、出産等の母体・胎児管理を行う医師等への情報提供ができること。

(助成の額及び期間)

第 5 条 助成金は、1 夫婦につき 1 年度当たり 10 万円を限度に通算 2 年度間交付する。

(助成の申請及び決定)

第 6 条 助成金の交付を受けようとする者は、特定不妊治療費助成金交付申請書(別記第 1 号様式)に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 特定不妊治療受診等証明書(別記第 2 号様式)
- (2) 医療機関発行の領収書の写し
- (3) 法律上の婚姻をしている夫婦であることを証明する書類

(4) 夫及び妻の所得額を証明する書類

2 前項の申請は、特定不妊治療が終了した日の属する年度内に行わなければならない。ただし、当該終了した日が年度末であることその他市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

3 市長は、第 1 項の申請があったときは、速やかにこれを審査し、助成の可否及び金額を決定の上、申請者に通知するものとする。

(補則)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

この告示は、平成 16 年 6 月 1 日から施行し、同年 4 月 1 日以後に終了した特定不妊治療に対する助成金の交付について適用する。

別記

第1号様式(第6条関係)

特定不妊治療費助成金交付申請書

(あて先)奈良市長

特定不妊治療費助成金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

		申 請 日		年 月 日			
		ふ り が な		生 年 月 日			
		氏 名					
申 請 者	夫			年 月 日生(歳)			
		印					
申 請 者	妻			年 月 日生(歳)			
		印					
申 請 者	住所 (1)	〒		電話 ()			
	住所 (2)	〒		電話 ()			
申請額 金 _____ 円							
振 込 先	金融機関名	銀行 金庫 農協		本店 支店 出張所		預金種別	
	ふりがな 口座名義人			口座 番号			
申請受理年月日		年 月 日		(承認・不承認) 決定年月日		年 月 日	
整 理 番 号							

(注) 太枠の中をご記入ください。

- 1 夫婦の住所を記入してください。
- 2 単身赴任等で夫と妻が異なる場所に住所を有する場合に記入してください。

添付書類

- 1 特定不妊治療受診等証明書
- 2 医療機関発行の領収書の写し
- 3 法律上の婚姻をしている夫婦であることを証明する書類
- 4 夫及び妻の所得額を証明する書類

第 2 号様式 (第 6 条関係)

整理番号

特定不妊治療受診等証明書

次の者については、特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか又は極めて少ないと思われるため、特定不妊治療を実施し、これに係る医療費を次のとおり領収したことを証明します。

年 月 日

医療機関の名称及び所在地

主治医氏名

印

医療機関記入欄 (主治医が記入すること。)			
ふりがな	夫		妻
受診者氏名			
受診者生年月日		年 月 日 (歳)	
<p>当該患者が過去に行った不妊治療について該当箇所に記入してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ タイミング療法 (実施 (回) ・ 未実施) ・ 排 卵 誘 発 法 (実施 (回) ・ 未実施) ・ 人 工 授 精 (実施 (回) ・ 未実施) ・ 体 外 受 精 (実施 (回) ・ 未実施) ・ 顕 微 受 精 (実施 (回) ・ 未実施) ・ 手 術 療 法 (実施 ・ 未実施) (手術方法) ・ そ の 他 () <p>特定不妊治療を必要とした理由について記入してください。</p>			
今回の治療方法	(1 体外受精 2 顕微受精) 該当する番号に を付けてください。		
今回の治療期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
今回の治療内容について記入してください。()			
領収年月日	年 月 日 ~	年 月 日	
	領収金額		円

() 治療を中断した場合は、その経過についても記入してください。

(平成 16年 5月 31日 掲示済)

奈良市告示第 290号

都市計画法（昭和 43年法律第 100号）第 36条第 3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成 16年 5月 31日

奈良市長 大川 靖 則

1 許可の年月日及び番号

平成 14年 9月 3日 奈良市指令都整開第 01A - 63号

平成 15年 9月 19日 奈良市指令都整開第 01A - 63-1号

平成 16年 4月 19日 奈良市指令都整開第 01A - 63-2号

2 検査済証の交付年月日及び番号

(1) 開発行為 平成 16年 5月 31日 第 871号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市南庄町 129番地の一部、136番地の一部及び 143番地の一部

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市南庄町 136番地

有限会社 アイ・ティ・オー

代表取締役 伊藤 孝助

(平成 16年 5月 31日揭示済)

奈良市告示第 291号

平成 16年度国民健康保険料の保険料率を決定したので、奈良市国民健康保険条例（昭和 34年奈良市条例第 13号）第 12条第 3項及び第 12条の 11第 3項の規定により、次のとおり告示します。

平成 16年 5月 31日

奈良市長 大川 靖 則

1 基礎賦課額の保険料率

(1) 所得割

基礎控除後の総所得金額等の 100分の 9

(2) 資産割

固定資産税額（土地及び家屋）の 100分の 25

(3) 被保険者均等割

被保険者 1人につき 21,600円

(4) 世帯別平等割

1世帯につき 21,600円

2 介護納付金賦課額の保険料率

(1) 所得割

基礎控除後の総所得金額等の 100分の 1

(2) 資産割

固定資産税額（土地及び家屋）の 100分の 2

(3) 被保険者均等割

被保険者 1人につき 4,800円

(4) 世帯別平等割

1世帯につき 4,200円

(平成 16年 5月 31日揭示済)

奈良市告示第 292号

平成 16年度国民健康保険料の減額の額を決定したので、奈良市国民健康保険条例（昭和 34年奈良市条例第 13号。以下「条例」という。）第 16条第 2項（同条第 3項において読み替えて準用する場合を含む。）において準用する条例第 12条第 3項の規定により、次のとおり告示します。

平成 16年 5月 31日

奈良市長 大川 靖 則

1 基礎賦課額の減額の額

(1) 条例第 16条第 1項第 1号アに規定する額 12,960円

(2) 条例第 16条第 1項第 1号イに規定する額 12,960円

(3) 条例第 16条第 1項第 2号アに規定する額 8,640円

(4) 条例第 16条第 1項第 2号イに規定する額 8,640円

2 介護納付金賦課額の減額の額

(1) 条例第 16条第 3項において読み替えて準用する同条第 1項第 1号アに規定する額 2,880円

(2) 条例第 16条第 3項において読み替えて準用する同条第 1項第 1号イに規定する額 2,520円

(3) 条例第 16条第 3項において読み替えて準用する同条第 1項第 2号アに規定する額 1,920円

(4) 条例第 16条第 3項において読み替えて準用する同条第 1項第 2号イに規定する額 1,680円

(平成 16年 5月 31日揭示済)

奈良市告示第 293号

結核予防法（昭和 26年法律第 96号）第 36条第 1項の規定により、次のとおり結核指定医療機関を指定しましたので、結核予防法施行令（昭和 26年政令第 142号）第 2条の 5第 1項の規定により告示します。

平成 16年 5月 31日

奈良市長 大川 靖 則

名称	所在地	指定年月日
サン薬局 学園前店	奈良市学園北一丁目 14- 13 メディカル学園前 1 F	平成 16年 5月 24日

(平成 16年 5月 31日揭示済)

奈良市告示第 294号

平成 16年 5月 31日付で専決処分した次に掲げる予算の要領を地方自治法（昭和 22年法律第 67号）第 219条第 2項の規定により別紙のとおり公表します。

平成 16年 5月 31日

奈良市長 大川 靖 則

1 平成 16年度奈良市住宅新築資金等貸付金特別会計補正予算（第 1号）

2 平成 16年度奈良市老人保健特別会計補正予算（第 1号）

別紙

平成 16年度奈良市住宅新築資金等貸付金特別会計補正予算（第 1号）

平成 16年度奈良市の住宅新築資金等貸付金特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)
第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 581,354千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ

681,954千円とする。
2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 諸収入		千円 89,197	千円 581,354	千円 670,551
	1 貸付金元利収入	89,197	581,354	670,551
歳入合計		100,600	581,354	681,954

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰上充用金		千円 -	千円 581,354	千円 581,354
	1 繰上充用金	-	581,354	581,354
歳出合計		100,600	581,354	681,954

平成 16年度奈良市老人保健特別会計補正予算(第1号)
平成 16年度奈良市の老人保健特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)
第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 98,668千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ

27,178,468千円とする。
2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 支払基金交付金		千円 17,401,848	千円 48,513	千円 17,450,361
	1 支払基金交付金	17,401,848	48,513	17,450,361
2 国庫支出金		6,412,535	39,654	6,452,189
	1 国庫負担金	6,403,600	39,654	6,443,254
3 県支出金		1,600,900	10,501	1,611,401
	1 県負担金	1,600,900	10,501	1,611,401
歳入合計		27,079,800	98,668	27,178,468

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰上充用金		千円 -	千円 98,668	千円 98,668
	1 繰上充用金	-	98,668	98,668
歳出合計		27,079,800	98,668	27,178,468

(平成 16年 5月 31日 掲示済)

奈良市告示第 295号

都市計画法(昭和 43年法律第 100号)第 36条第 3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成 16年 5月 31日

奈良市長 大川 靖 則

1 許可の年月日及び番号

平成 15年 5月 28日 奈良市指令都整開第 03A - 8号

平成 15年 11月 6日 奈良市指令都整開第 03A - 8 - 1号

平成 15年 11月 20日 奈良市指令都整開第 03A - 8 - 2号

平成 16年 4月 12日 奈良市指令都整開第 03A - 8 - 3号

2 検査済証の交付年月日及び番号

(1) 開発行為 平成 16年 5月 31日 第 872号

(2) 公共施設 平成 16年 5月 31日 第 367号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市二名二丁目 2488番地の 2、2489番地、2490番地の 3、2490番地の 4、2490番地の 6、2490番地の 7、2495番地の 14、2498番地の 1、2502番地の 2、2503番地の 2、2503番地の 3、4817番地の 1 及び 4817番地の 2 (2 工区)

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市藤ノ木台四丁目 6 番 20号

株式会社 日本中央住販

代表取締役 谷手 善紀

5 公共施設の種類、位置及び区域

(1) 道路

奈良市二名二丁目 2488番地の 2、2489番地、2490番地の 3、2490番地の 4、2495番地の 14、2498番地の 1、4817番地の 1 及び 4817番地の 2 の各一部

(2) 公園

奈良市二名二丁目 2490番地の 4 の一部、2490番地の 6 及び 2490番地の 7 の一部

(3) 下水道

奈良市二名二丁目 2488番地の 2、2489番地、2490番地の 3、2490番地の 4、2498番地の 1、4817番地の 1 及び 4817番地の 2 の各一部

(4) 管路敷

奈良市二名二丁目 2495番地の 14 の一部

(平成 16年 5月 31日 掲示済)

奈良市告示第 296号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈良市条例第 23号)第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示します。

平成 16年 5月 31日

奈良市長 大川 靖 則

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成 16年 5月 31日

3 移動対象区域

近鉄奈良駅周辺及び JR 奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成 16年 5月 31日 掲示済)

奈良市告示第 297号

生活保護法(昭和 25年法律第 144号)第 49条の規定により医療機関の指定をしましたので、同法第 55条の 2 の規定により次のとおり告示します。

平成 16年 5月 31日

奈良市長 大川 靖 則

医療機関の名称	医療機関の所在地	指 定 年月日
こぎし眼科クリニック	奈良市押熊町 1153- 1	平成 16年 6月 1日
きわもと泌尿器科クリニック	奈良市学園北一丁目 9 - 1 パラディ 5 F	平成 16年 6月 7日

(平成 16年 5月 31日 掲示済)

奈良市告示第 298号

結核予防法(昭和 26年法律第 96号)第 13条第 4 項及び第 15条の規定によりツベルクリン反応検査及び B C G 接種を行うので、次のとおり告示します。

平成 16年 5月 31日

奈良市長 大川 靖 則

1 予防接種を受けられる者の範囲

生後 3 箇月から 4 歳に達するまでの期間の者で、未検査児と前回 1 回だけ受けて陽性のもの

2 予防接種を行う期日及び場所

別紙のとおり

3 接種不適当者

- (1) 明らかな発熱(37.5 以上)を呈している者
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (3) 結核その他の疾病の予防接種、外傷等によるケロイドの認められる者
- (4) 前各号に掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

4 接種要注意者

- (1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患及び発育障害等の基礎疾患を有することが明らかな者
- (2) 前回の予防接種で 2 日以内に発熱のみられた者又は全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者
- (3) 過去にけいれんの既往のある者
- (4) 過去に免疫不全の診断がなされている者
- (5) 接種しようとする接種液の成分に対して、アレルギーを呈するおそれのある者

- (6) まん延性の皮膚病にかかっている者
- (7) 副じん皮質ホルモン剤を使用している者

5 料金

無料

6 その他

不明な点については、奈良市市民生活部衛生課に問い合わせてください。

別紙省略

(平成 16年 5月 31日揭示済)

監 査

奈良市監査委員告示第 4 号

地方自治法第 252条の 32第 2 項の規定に基づき、包括外部監査人の監査事務を補助する者の氏名及び住所並びに当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間を次のとおり告示します。

平成 16年 5月 27日

奈良市監査委員 吉 田 肇
 同 中 嶋 肇
 同 土 田 敏 朗
 同 金 野 秀 一

1 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所

- 以呂免 義雄
奈良市西登美ヶ丘八丁目 6 番 14 号
- 岸 秀隆
奈良市鳥見町一丁目 4 番地の 15
- 森田 祐司
京都府相楽郡木津町相楽台 9 丁目 13 番地 10
- 世羅 徹
大阪市阿倍野区昭和町 5 丁目 7 - 4
- 松尾 祥子
京都市伏見区深草下川原町 1 - 1 コトーハイツ伏見
稲荷 B - 617
- 鈴木 亮
吹田市片山町 1 丁目 1 番 908 号
- 井上 純子
大阪市東住吉区北田辺 4 丁目 10 番 15 号
- 武久 顕也
岡山市番町 2 丁目 6 番 7 号
- 壬生 裕子
大阪市西区北堀江 4 丁目 12 番 10 号グランドメゾン長堀 613 号

2 包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間
平成 16年 6月 21日から平成 17年 3月 31日まで

(平成 16年 5月 27日揭示済)

公 営 企 業

奈良市水道局告示第 25号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成 10年奈良市水道局管理規程第 7 号）第 4 条第 1 項の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第 10条の規定により次のとおり公示します。

平成 16年 5月 20日

奈良市水道事業管理者
福 田 恵 一

名 称	代表者氏名	所在地	指定日
株式会社コニオンハートヤマダ	代表取締役 山田 穰	奈良市東笹鉾町 54 番地	平成 16年 5 月 13日
株式会社佐々木産業	代表取締役 佐々木義治	大阪府寝屋川市点野二丁目 2 番 2 号	平成 16年 5 月 13日
岡田水道工業所	岡田邦夫	奈良県天理市檜垣町 52 番地 2	平成 16年 5 月 17日

(平成 16年 5月 20日揭示済)

奈良市水道局告示第 26号

奈良市水道局において発行する納付書、納入通知書及び領収書の一部を改正する告示を次のように定める。

平成 16年 5月 31日

奈良市水道事業管理者
福 田 恵 一

奈良市水道局において発行する納付書、納入通知書及び領収書の一部を改正する告示

奈良市水道局において発行する納付書、納入通知書及び領収書（昭和 55年奈良市水道局告示第 9 号）の一部を次のように改正する。

別記第 1 号様式及び第 3 号様式中

「

消費税	消費税
-----	-----

」を

「

うち 消費税	うち 消費税
-----------	-----------

」に改める。

別記第 12号様式中

「

消費税	消費税
-----	-----

」を

「

うち 消費税	うち 消費税
-----------	-----------

」に改め、「2 ヶ月」を

「2 か月」に改める。

附 則

この告示は、平成 16年 6月 1 日から施行する。

(平成 16年 5月 31日揭示済)

選挙管理委員会

奈良市選挙管理委員会告示第 20号

公職選挙法（昭和 25年法律第 100号）第 28条の規定に

より、平成 16年 4月 30日現在において抹消すべき事由が生じた者を、次のとおり選挙人名簿から抹消しました。

平成 16年 5月 19日

奈良市選挙管理委員会
委員長 吉田勝二

- 1 抹消年月日
平成 16年 5月 19日
- 2 抹消した者の氏名等
別冊のとおり

別冊省略

(平成 16年 5月 19日揭示済)

奈良市選挙管理委員会告示第 21号

公職選挙法(昭和 25年法律第 100号)第 28条の規定により選挙人名簿から抹消した者につき、次のとおり選挙人名簿の抹消を取り消しました。

平成 16年 5月 19日

奈良市選挙管理委員会
委員長 吉田勝二

- 1 抹消の取消年月日
平成 16年 5月 19日
- 2 抹消の取消しをした者の氏名等
別紙のとおり

別紙省略

(平成 16年 5月 19日揭示済)

奈良市選挙管理委員会告示第 22号

公職選挙法(昭和 25年法律第 100号)第 30条の 11第 2号の規定により、平成 16年 5月 18日現在において抹消すべき事由が生じた者を、次のとおり在外選挙人名簿から抹消しました。

平成 16年 5月 19日

奈良市選挙管理委員会
委員長 吉田勝二

- 1 抹消年月日
平成 16年 5月 19日
- 2 抹消した者の氏名等
別紙のとおり

別紙省略

(平成 16年 5月 19日揭示済)

奈良市選挙管理委員会告示第 23号

平成 16年 6月 2日に本市の選挙人名簿に登録する者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を、平成 16年 6月 3日から平成 16年 6月 7日までの間、毎日午前 8時 30分から午後 5時まで、次の場所で縦覧に供します。

平成 16年 5月 19日

奈良市選挙管理委員会
委員長 吉田勝二

縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目 1番 1号

奈良市役所 北棟 3階
選挙管理委員会事務局内

(平成 16年 5月 19日揭示済)

奈良市選挙管理委員会告示第 24号

本市の在外選挙人名簿に登録した者の氏名、經由領事官の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面を、平成 16年 6月 3日から平成 16年 6月 7日までの間、毎日午前 8時 30分から午後 5時まで、次の場所で縦覧に供します。

平成 16年 5月 19日

奈良市選挙管理委員会
委員長 吉田勝二

縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目 1番 1号

奈良市役所 北棟 3階

選挙管理委員会事務局内

(平成 16年 5月 19日揭示済)